別表第二（第十七条関係）

中長期在留者が自ら出頭して行うこととされている行為	当該中長期在留者に代わってする行為
改正法附則第十三条第六項、第十五条第四項又は第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続
改正法附則第十五条第三項の規定による申請	第十四条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
改正法附則第十六条第一項の規定による申請	第十五条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続

別表第三（第二十四条関係）

特別永住者が自ら出頭して行うこととされている行為	当該特別永住者に代わってする行為
改正法附則第二十七条第五項、第二十八条第四項又は第二十九条第三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領	この項の上欄の規定により交付される特別永住者証明書の受領に係る手続
改正法附則第二十八条第三項の規定による申請	第二十一条第一項に定める申請書の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
改正法附則第二十九条第一項の規定による申請	第二十二条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券の提示等に係る手続

別記第一号様式（第十一条関係）

在留カード後日交付

日本国入国審査官

（注）縦16ミリメートル，
横36ミリメートルとする。

別記第二号様式（第十二条関係）

日本国政府法務省

在留カード交付申請書

法務大臣殿

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第13条第1項の規定に基づき，次のとおり在留カードの交付を申請します。

写真

1 国籍・地域　　2 生年月日　　年　月　日

3 氏名　　4 性別　男・女

5 住居地

6 外国人登録証明書番号　　7 資格外活動許可の有無　有・無

8 代理人

(1)氏名　　(2)本人との関係

(3)住所

以上の記載内容は事実と相違ありません。　申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日

年　月　日

注意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人(代理人)が変更箇所を訂正し，署名すること。

※取次者

(1)氏名　　(2)住所

(3)所属機関等(親族等については，本人との関係)　　(4)電話番号(携帯電話番号)